

農業関連施設の民間譲渡等に係る取組状況について

「出雲市公共施設のあり方指針」の見直し方針に基づき、平田地域内の下記2施設について取組を進めてきました。

このたび、民間譲渡等について関係者から合意を得られたことから、今後のスケジュール等について報告します。

記

1. 平田農業就業改善センター（東福町）

(1) 見直し方針

[方針] 設置目的の使用はなく、また使用者数、使用件数も少ないため、用途廃止に向けた取組を行う。

(2) 施設の概要

項 目	内 容
設 置 目 的	農業者の就業改善及び農業技術の研修に活用するため
施 設 内 容	昭和 52 年度設置 ○鉄骨造 2 階建 691.00 m ² 集会室、研修室、談話室、会議室、和室など
現在の主な利用	太鼓、剣道、町内会などの地域活動

(3) 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年12月議会 施設の廃止に関連する議案の提出
- 令和4年4月1日 施設の廃止

2. 平田展示園芸施設（東福町）

(1) 見直し方針

[方針] 特定の使用目的の施設であり、管理者も限定されるため、民間譲渡に向けた取組を行う。

(2) 施設の概要、譲渡条件等

項 目	内 容
方 法	指名型
交渉の相手方	J Aしまね出雲地区本部（現在の管理者）
設 置 目 的	花卉、野菜等の施設園芸の適地適作と継続出荷及び産地形成化を図るための栽培の展示研修を行う。

施設内容	昭和54年度設置 ○ハウス棟 鉄骨アクリル平屋建 延1,509.87㎡ ○管理棟 鉄筋平屋建 32.4㎡ ○ボイラー室 木造一部コンクリートブロック造平屋建 17.46㎡
譲渡価格	土地価格（鑑定価格）で譲渡する。 ○土地面積 約6,000㎡
施設等の修繕	現在の状態で譲渡するため、修繕は行わない。
事業の継続	譲渡後10年間は農業用途に使用する。
資産の譲渡	譲渡後10年間は市の承認を得ずに第三者へ譲渡することを禁止する。

(3) 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年11月 JAしまねと譲渡仮契約締結
- 令和3年12月議会 施設の譲渡に関連する議案の提出
- 令和4年4月1日 施設の譲渡

